

企業の財産損失業務に対する税務処理方法

2011年04月19日

質問内容:

A社はB社に対して、売掛金を計上していました。しかし、B社は、工商局により営業許可を抹消されてしまいました。そこで、A社は、「企业资产损失税前扣除管理办法的通知」(国税発[2009]88号)の第十六条に従い、財産損失による課税前控除を、所轄の税務局に対して申請しました。

その際、所轄税務局は以下のように要求しました。

課税前控除を受けるに当たり、「财政部 国家税务总局关于企业资产损失税前扣除政策的通知」(財税[2009]57号)の第四条第(一)項に従えば、B社の財産が当該売掛金の返却に不足であることを証明する必要があります。そのため、B社の登録抹消に関する清算書を提出しなければなりません。

B社に清算書を請求することはA社の能力範囲を超越しており、税務局の要求と国税発[2009]88号の文書間に矛盾が存在しているように思えるが、税務局の要求通りの清算書を準備しなければならないのでしょうか。

回答意見:

「财政部 国家税务总局关于企业资产损失税前扣除政策的通知」(財税[2009]57号)の第四条では、「貸付金に属する債権以外の売掛金、前払金で以下のいずれかの条件に当たるものは、回収金額を控除した後の金額を、回収不能であると認識し、所得税計算時に貸倒損失として控除することができる。(一)債務者が法律に則り、破産、閉鎖、解散、強制抹消、自主登録抹消、営業許可取消に際し、清算財産が返却するのに不足する場合。……」と規定されています。国家税務総局としては、企業がいかなる原因で経営行為を終了しても、必ず清算プロセスが存在すると理解しています。A社の投資が債権投資でも株式投資でも、被投資側であるB社の清算プロセスに参加しなければなりません。そのため、税務機関がA社に対して、B社の清算資料を要求することは、本政策の規定に適合する。

また、「企业资产损失税前扣除管理办法的通知」(国税発[2009]88号)の第十六条では、貸倒損失条件に適合する売掛金と前払金が発生し、課税前の貸倒損失控除を申請する場合、以下の関連証憑を提供すべきであると規定されています。「(三)工商部門発行の抹消、取消証明。……(八)その他の関連証明」。現在、企業所得税の課税前資産損失控除審査は、省レベル以下の税務機関が主に取り行っており、「税收征管法」の関連規定によると、税務機関は状況に応じて、関連資料の提出を納税者に求めることができるとされています。さらに、税務機関がA社に対して、B社清算資料の提供を要求することは、国税発[2009]88号の第十六条中の「その他の関連証明」に当たります。よって、上記二つの政策間に矛盾は存在しません。

上記回答は参考目的のみご使用ください。詳細な処理方法は所轄の税務機関でご相談ください。

2011年4月19日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。